

## 第4回（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会

日時：令和6年12月13日

13時30分～14時45分

場所：大口町健康文化センター1階  
多目的室

事務局（課長）： [あいさつ・欠席委員報告・資料確認]

※資料3及び資料4を当日机上配布

### 次第1：委員長あいさつ

委員長：[あいさつ]

みなさまこんにちは。本日もよろしくお願ひします。前回この子ども条例制定検討委員会でたくさんこの条例案に対してご意見が出たというのは、とても素晴らしかったなという風に思っております。いろんな方がいろんな意見を言われて、今回それを事務局の方で1つ1つ丁寧に検討していただいて、それが反映された形で今日の修正案という形で出ていると思いますので、すごくいい流れで来ているなという風に感じています。ありがとうございます。前文のところもいろんなご意見あって変わったものを拝見したときに、4つの（グループの）こどもが作ったものが並ぶ、その前後にきちんとその趣旨が伝わるような、読んでこどもたちも意欲的にこれ考えるこどもたちが集まり、意見が出て作ったんだと。で、それを、だから1つに集約するのではなく、4つ載せましたっていうことが冒頭のところに書かれ、4つこどもたちの言葉があり、その後、大口町としてどのようにこどもを育てていきたいか、みんなで育てていきたいというような形の文章が上手に作文してもらってあるなという風に感じました。まさに、大口町のこどもたちが考えて作り、大口町のみなさん大人で支えながら、この条例が出来上がってきたというところを感じられるような前文になっているかなという風には私自身感じさせていただいたところです。まだまだご意見あるかと思ひますので、その他修正、みなさん言われたご意見がどんな風に修正されているかについて見ていただいて、ご意見頂戴できればと思ひます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

### 次第2：議題

（協議事項）（1）大口町こども条例案について

事務局：[説明]

※資料2「大口町こども条例案に対する意見とその対応について」、資料3及び資料4「大口町こども条例案」に基づいて説明

委員長：ご説明ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

委員：ちょっと質問ですが、第2章 こどもの権利の第3条（5）「障がい、民族、国籍、性別その他のこども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」というところが、これはこの文章の続きとしてどういう風に、性別で区切る？

事務局：障がい、民族、国籍、性別、子ども、その他のというのが非常に難しいんですけど、性別、子ども、その家族の状況、それらの理由としたあらゆる差別や不当な不利益を受けないことっていう意味です。並んでいるんですずっと。

委員：例えば私が思ったのは、「障がい、民族、国籍、性別を理由としたあらゆる差別や不当な不利益を受けないこと」とか、ここにその他の子ども又はその家族の状況という文章がどうかと思った。

事務局：そうですね。性別とか子どもとかその家族の状況を理由とした差別っていう感じなんですけど、だから、まず障がいと民族、国籍、性別はあって、その他に今4つ挙げたんですが、4つも含めたその他の子どもとか子どもの家族の状況が原因となった、理由となった差別、不当な利益を受けないとなるので、非常に難しいんですけど、これ例規担当ともだいぶ話し合っただけでこの並びにしたんですね。その他のとかその他という使い分けがあって、一応、障がい、民族、国籍、性別、と、その他の、

委員：そこで一旦、性別で。

事務局：そうですね。その4つ、その他のってというのは、その4つも含んだ、その他の子どもか家族の状況を理由としたいろんな差別等があったらいけないよねっていうような形になっているので、だから、基本的にはなんでもいけないという文章にはなってるんですけど、4つ前に挙げてあるだけ、わかりやすくていい感じですよ。

委員：障がいの中に病気とかは？

事務局：それをずっとこう挙げてしまうとあれなので、

委員：細かすぎる？

事務局：そうですね、これにまとめるって感じですよ。例規上はこれで大丈夫っていう、こちらが言いたいことは全てその他に含まれるっていう、それ以外は。

委員：わかりました。ありがとうございます。

事務局：わかりにくいですかね、やっぱり。

副委員長：今のところとは違うんですけども、前文の後段のところ、センテンスが長いなと思って、内容ではないんですけども、どこかで切れなかなと思って。私、3行目のところの「住みやすいまちであることを目指し」ますで1回切り、それから、下から2行目のところの「共に成長し、共に笑い合うことのできるまちであり」、まちにしていきますとか、続けるため、続けるためって2回続くんですよ、ここ。なので、まちでありますとか言い切りにしちゃうか、まちにしていきますっていう風にするのか、どういう言葉が適切かちょっと分かりづらかったんですけど、3つの文章に分けたらどうかと思ったんですが。上のところは目指しますでいいんじゃないかなと思います。

事務局：3行目を「目指します」にして、「そして、大口町に誇りと愛着」と続いて、下から2行目の「あり続けるために、」その後も「そして」？消す？

副委員長：ここで一旦文章を切ってはどうかと思ったんです。

事務局：下から2行目のあり続けるためにの後の「そして」以降を取って、「大口町子ども条例を制定します。」

副委員長：これなら切らないで続けられると思います。

事務局：そうですね、ちょっと皆さん、他の方も意見あるかもしれないですけど、一旦今の

を受けると、3行目を「目指します。そして、大口町に誇りと愛着を持ち育つこともたちの声に耳を傾け、想いや願いを受け止め、共に考え、共に成長し、共に笑い合うことのできるまちであり続けるために、大口町こども条例を制定します。」

副委員長：はい、その方がすっきりしているなと思います。で、ここの「こどもたちが大好きな大口町で」っていうのが入れたいのかどうか、とても入れたいと思うかどうかのところだと思うんですけど、みなさんが。

事務局：あるといいけどね。

学校教育課：「こどもたちが大好きな大口町に」って言っちゃったらだめ？

事務局：あり続けるために、の後ですか？

学校教育課：「こどもたちが大好きな大口町に、大口町こども条例を制定します」こどもたちが大好きだと言い切っちゃだめ？

委員：「ために」が2つある。

学校教育課：「大好きな大口町」というのを入れたいのであれば、入れたいとか残したいとか。

委員：だからその「大口町であり続けるために」を前に持ってきたらどう？「共に考え、共に成長し、共に笑い合える大好きな大口町であり続けるために、大口町こども条例を制定します。」そうすると、ためには1つになる。もし行数からいったら中で1回切った方が、

副委員長：読みやすいことは読みやすいですけど。

事務局：他にもあれば。

委員：今の文だと「大好きな」が誰がになっちゃうかもしれないです。この文章に主語がないので。

委員長：私もなんですかね、この同じ箇所でも1か所気になっている言い回しがあって細かいんですけど、4行目の「愛着を持ち育つ」というところが“持ち育つ”という言い回しがあるのかな？誇りと愛着は“持ち”ですよね。でも育つは、これは何かしらと思って。持って育つを条文っぽい言い回しにすると、持ち育つになるっていうことなのかなって理解したんですけど、持ちながら育つっていう意味ですかね。

事務局：持って育つ

委員長：いろんな意味合いを入れようと思うと、修飾語が前にきたり後ろにきたりするので、どうするのがいいかなと思ってました。誇りと愛着を持つようにということではなくて、誇りと愛着を持って育つこどもたちの声に耳を傾け、っていう言い回しになっているんですよ。

事務局：そうです。「持って」にしましょうか。

委員長：いやちょっと細かいところなんですけど。

事務局：いいです。ありがとうございます。

委員：そもそもこの文章、後段作っていただいたんですけど、この文章の例えばこの言葉についての根拠ってあるんですか、何か参考にしてこういう、

事務局：根拠はなくて、これ、こどもたちの文からちょっとエッセンスを取ったりしながら、

委員：それ一応こどもたちのワークショップとかで出てきたワードを根拠に出したって感じですか。

事務局：そうです。この上の前文にもあるようなところからエッセンスを取ってある。で繋

いである。

副委員長：落としたい言葉がいろいろありますもんね。

委員：前文の2個目の四角の中の「大人は子供の意見を尊重します。地域は子供が過ごしやすい環境を作ります。」のこどもの漢字が前の資料（第3回配布 資料1 こどもワークショップ「あなたがつくる！こども条例」について）を見るとこどものどもがひらがなだったんですよ。

事務局：報告書とあっていないってこと？

委員：そう、これだけ漢字の“子供”であとはひらがなのこどもだったり、子だけ漢字で、

事務局：写真で、こどもたちが本当に書いたものを写真から取ってるんで、こっち（条例案）が正しいと思います。

委員：ニュースレター（第3回配布 資料1）が間違っている。

委員：こども条例もひらがなで書いてあるから、あえてのひらがなのこどもなのかなという頭で読んでいたから、ここだけ漢字なのがすごい気になって。

事務局：ここを作った子は「子供」って漢字で書かれたっていうことですね。原本があつて、そこは漢字で書かれているので、報告書の方はほぼ原文っていう形になっているので、すみません。

委員：あともう1個が、6ページの第10条の「様々な特性を持つこどもが身近な地域において、各々に合った居場所を」って書いてあるんですけど、なんかこれだと様々な特性を持つこどもっていうのがなんかこうぼんとイメージがあつて、そういう特性を持つこどもを持つ親としてはすごいうれしい言葉なんですけど、なんかみんながみんなそうじゃないよなってニュアンス的な問題なんですけど。「特性を持つこどもが身近な地域において」、その身近な地域ってどっちにかかる言葉なのかなって思ったのと、こどもちょっと文章が長い、どこか「切れ目なく持つことができるよう」で1回切ってもいいのかなと思いました。

事務局：ありがとうございます。「様々な特性を持つこども」っていうのも意味合い的には全てのこどもがっていう意味合いで書いたんですけど、そうですね、様々な特性を持つって書くと、

委員：何か特性持つてる子

事務局：そう取られちゃうってことですよ。

委員：捉えられないかなって。

事務局：ありがとうございます。ごめんなさい、これ、じゃあ、「様々な特性を持つこども」を「全てのこども」に変えてもいいですか。国の指針があつて、この居場所づくりについて、そこからこう取ってるんですね。そこにはこういう書き方がしてあるんで取ってしまったんですけど、我々の意図としては全てのこどもだと思っています。文章もちょっと短く、一旦どこかで切れるように考えてみたいと思います。

副委員長：今のところ、私もちょっと気になったところで、「身近な地域」っていう、ここには「身近」っていう風に入っているんだけど、身近な地域ってどこら辺の範囲なんだろうなってはてなマークがついたんです、実は。

事務局：そうですね、そこも人によってたぶん様々かなと思います。その発達の段階にもよるでしょうし、だんだん行動範囲広がっていくので、その子に、全ての子にとつ

て、身近っていうのはたぶん違うかなっていうところですけど、できるだけ近いところっていう、自分たちの行動範囲の中でっていう意味で身近なという。

副委員長：わかりました。

委員：全然違うところでもいいですか。第12条の「保護者、育ち学ぶ施設の関係者」という文章があると思うんですけど、ここ前のところは関係機関っていうのが入ってるんですけど、ここだけ関係機関が入っていないのは何か意味があって？いろいろ並んでいるときって関係機関が入ってるんですけど、「事業者及び関係機関と連携、協力し」とか書いてあるんですけど、ここは関係機関が入っていないのはあえて？ごめんなさい、細かいこと。

事務局：いえ、ありがとうございます。そうですね、これは、12条にも入ってもいいかな、漏れているかもしれないです。入れておきます。

副委員長：この9条の3は、「町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者」という言葉が並んでいます。

事務局：そうですね、9条のところは、どちらかという町内のところのイメージなので、育ち学ぶ施設の関係者で関係機関というのはちょっと入れてないんですけど、12条のところは、例えば愛知県さんとか国だったりとかっていう意味で関係機関はやっぱり抜けているかなと思って、入れますね。

委員長：質問です。関係機関といったときは、定義があるじゃないですか、育ち学ぶ施設の関係者とか、そこには出てこないけれども関係する機関っていう言葉として使っているんですよね。

事務局：おっしゃるとおりです。

委員長：なのでそれが必要なところにちゃんと関係機関が入っているようになっているかっていうことですよ。私もちょっとそれは気になったんです。同じ箇所が。なのでちょっとお直しいただくと。もう1つは、事業者も入れるべきところとそうでないところというのがあって、たぶんそれで入ったり入ってなかったりするんだろうなとは思ってみたんですが、ちょっと私、詳細には見れてないんですけど、これも間違っではないんですかね。事業者について。皆さんは気になるところがなかったんですかね。ちょっと少しそのようなことはここを見たときに思いました。気になるところがあれば。

委員：1点確認なんですけれども、本日お配りいただいたブラッシュアップした資料（資料3及び4）の中で第15条第1項から第4項ですかね、だいぶがらっと変わったんですけど、これは事務局さんご自身が直されたのか、何かこう助言とか協議のうえで直されたのかその辺の経緯とかを教えていただければ。

事務局：これは事務局で読み込んだ結果、今までの文章がですね、第3項、第4項の違いが分かりづらいとかありまして、そこを直す中で全て見直しをおこなったものです。

委員：ありがとうございます。だいぶすっきりしたなと思いました。

事務局：前のは本当に自分たちも読んでいてもこの違いはどう説明するかなっていうのもありまして。

委員：すっきりしてかつなんかちょっと踏み込んだ感じになっているところが。

事務局：はい、結構ここはすごく大事なところなので、見直しをさせていただきました。すい

ません。

委員：最初の方ですけど、第2条の2項と4項、「養育する者」の者が漢字のところと4番（第4項）のところのものがひらがなになっているところは、何か違いがあつて？ひらがなだったり漢字だったり、人とものはなんか使い分けているんですよね？

事務局：一応、この漢字の“者”とひらがなの“もの”は例規上は違うんですね。漢字の“者”は、法人格とか個人とか人格を持ったものはこれを使う。で、団体とかも入るとひらがなになったりするんですけど、今のこのおっしゃった2条の第2項と第4項は、第4項の方は“者”かもしれないですね。

委員：団体を入れるとひらがなに？

事務局：はい、人格のない団体とかを入れると例規上はひらがなになるんですけど、まちづくりの担い手なので、団体が入っているのでひらがなが正しい。難しいですけど、例規上は使い分けがあることはあるんですけど、正しくないところもあつたりするので、ありがとうございます。その2か所でよかったですか、“もの”。全体をもう1回見直します。

委員：人は個人のときは人？「ふさわしい人を含みます」とかの人とまた者は違うのね？

事務局：確認しておきます。これはもう1回確認をします。

副委員長：1つ確認させていただいていいですか。先ほどのご説明でもあつたんですけど、資料2の方でも参画と協働という言葉はあえて使わないという風で説明があつたかと思うんです。で、こどもが参加するっていう文言が出てくるんですけども、それ以上、一歩踏み込んだ企画に関わるとか、そういった活動の場合もその参加の中に含めるっていう捉え方ですか。

事務局：そうですね。

副委員長：本当は参画参加っていきいたいところだと私は思うんですけども、参加の中に参画も含めてるっていうことなのか、こどもの参画はないのかそこのところをちょっとお聞きしたいなと思いました。

事務局：参画、これもごめんなさい、国の言葉を借りているので、参加って国が使ってるんで、参加をここでは採用してるんですけど、当然参画、企画も含めて関わってほしいという意図で書いているので。

副委員長：その中には、この参加の中には、例えば具体的な文言で活動で考えたときに、中学校で校則を変えようといったときに参加ではなく、参画ぐらいまでこどもたちが入ってこないとそれは変わっていかないことですよ。だから、この参加の中には参画まで入ってるっていう風な捉え方でいいですか。

事務局：そうですね、ただこれだと伝わらないということですよ。

副委員長：なので、これを概要版とかで広く周知をするときの文章の中で、そういったところも入れていただくとかして補っていただけるといいかなと思いました。

事務局：ここにおっしゃるように、分かりやすい方がいいので、意図が、参画を加える形を変えたいと思いますけどいいですか。

副委員長：例えば9条の2（項）のところなんか、「こどもが意見を表明したり、多様な社会的活動に参加したりする機会を設けるとともに」っていうところ、ここに参画つ

ていう言葉が入った方がより具体的なこどもの関りが表現できるかなと思うんです。

事務局：これはどう、参加参画？参画参加？

副委員長：どちらでしょう。参画、例規ではないですか。

事務局：ここはたぶん例規はいいかなと。どちらでしょう、一般的に。

委員：参画が多い。

事務局：参加参画じゃなくて？

委員：参加参画じゃなくて参画。

事務局：参画の中に参加が含まれるから参画？

委員：位置づけとして上位ですもんね。

事務局：じゃあ参加を参画に変えるってことですか。参加も残した方がいいですか。

副委員長：それをみなさんどうお考えになるかなと思って。みなさんのお考えで、かなりこれ大きなことだと思うから。

委員：初期は参加参画多かったですけど。

事務局：最近は何参画だけ？

委員：参画だけが多いかもしれないですね。

事務局：世の中の的にこう参画ってというのは、どうですか。分かりますかね、参画ってイメージが。

委員：イメージは分かります。

委員：今知りました。

事務局：でもそうですね、行政用語、行政っぽいですね。

委員長：企画に関わるってというような意味合いの方が強くなるかな。いわゆる普通に参加してくるっていう意味合いがちょっと薄くなってしまいう気はしますね。なので、それも含みこんだ広い意味で使いたってことであれば両方並べるか、何か広くとはちょっと思うんですけど、でもここがこれ以上文章があまり長くなってくるといことだと、

委員：じゃあ企画を含めてっていう単語を前に追加したら、参加という単語は。

副委員長：それなら分かりやすいと思います。

委員：参画って言葉がちょっと重いんですよね。じゃあ企画までやらないといけないのって思っちゃうので、確かに参加だけの方がちょっと軽いのかなってというのはあります。

委員：機会を設けるってことでももんね。その機会を与えるだけで、企画しなければいけないわけじゃない。

委員：そう、受け取っちゃうかな。難しい。

委員：並べておいた方がいい。

事務局：いろんな考え方もありますし。参加参画でいいですか。

委員：まちづくり基本条例だと参加でした。それはやっぱり定義のところでちゃんと参画の意味合いも込めて参加になってますって書いてます。そこは丁寧なんですよ。そこまでの必要はないので。

副委員長：なので、参加って言葉でもいいんですけども、そのところまでこどもたちが企画に関わっていきたいって言うならば、それもできるよって言うような意味合い

だっていう風に、そういう思いが統一できればいいかなと思うんです。

委員：そういうことができる子はいいいんだけど、できない子もいるから、参加だけでもいいよと。

副委員長：全然それはいい、その子のやりたいところで選んでいけることなので。

委員：質問いいですか。すいません、前文のところの後のところなんですけど、下から2行目のところ、「共に笑い合う」言葉が出てくるんですけど、この笑い合うという意味合いを教えてくださいたいと思います。

事務局：そんなに深い意味合いはないんですけど、これたぶん書いたときに、誰と誰がっていう、こども同士なのかっていう、こども条例なのでこども同士が笑い合うのかどうなのかっていうのもありましたけど、そこまで深くはなく、別にこども同士でもこどもと大人でもいいので、どこか前文にもこどもたち、この表現ではないんですけど、にこにこじゃないんだけど、楽しくみたいなのが少し思い描かれるといいのかなと。成長しとか考えるだけでは硬いので、ちょっとこうにこやかにっていうところを入れてみました。

委員：なんとなく笑い合うっていうと、笑顔とかにこにこことかかっていうとちょっとあつたかい感じがするんですけど、笑い合うっていうと、ただハハハっていうその軽い笑いもあつたりもするのかなって思ったときに、やっぱりこどもたち同士、学校でもなんですけど、認め合おうねっていうようなことを話しているから、やっぱり認め合うことができる、お互いに認め合うことができるっていうことも大事なことかなって思いながら読ませていただきました。

委員長：今のご意見についてですけど、笑顔っていうワードが結構こどもたちの文章の中に出てきているなど今ちょっと読んで思ったので、認め合うっていう言葉を入れると思うと、また1個追加するみたいな話になりそうかなっていう気はちょっとしたんですけど、いかがでしょう。だから笑い合うが書いてるのかなと思ったんですけど。

事務局：それはそうですね、笑顔とかなんか楽しくとか、そんなキーワードがこどもたちの前文に入っていたので、ちょっとそんなのが拾えるといいかなと。共に笑顔でっていうのもあれなので、表現をちょっとやわらかく。いい言葉がいっぱい入っているんですよ、こどもたちの、なんか応援できるとか、なんか優しくとか、いっぱいいいのが入ってるので、もう全部は入れられないので。どこかで認め合うっていうキーワードを入れられるように考えます。

委員：上の中にもこどもの意見を尊重しとかって大人はなんですけど、尊重しというところにそういうことでもあるのかなと思うので、そんなのも大人は目指していかなければいけないのかなっていう。

事務局：そうですね、ちょっとこれまた一任させていただいていいですか。

委員：いいですか。第2章のこどもの権利の第3条のいっぱい書いてある17（項目）、何回も読んでいるとなんとなく遊ぶことっていうところの権利がすごい、なんだろうな、権利なのかもしれないんですけど、なんだろうなって。

事務局：これ大事です。

委員：そうなんだけど、遊ぶことは大事だと思うんだけど、

事務局：大人目線の遊びとこどもの遊びはね、成長のための遊びっていう。

委員：そうそう、違うんだけど、権利で遊ぶことの権利ってなんだろうなって。うまくいえないんだけど、遊ぶ権利って何？

事務局：遊ぶことが仕事ですからね、こどもはね。

委員：そうなんだけど、学校で授業中に今遊ぶ権利だとかって言われてもなっていう。

事務局：学ぶことを上に持ってきている。

副委員長：子どもの権利条約に書いてなかったっけ。

事務局：遊ぶこと結構入っていた、いろんなところ（他市町）に。逐条解説で解説させていただきます。

委員：遊びから学ぶことが多いんです。

副委員長：いっぱい勉強してます。

委員長：すみません、私ももう1か所いいですか。第4章の第9条の3項で、「また、こどもの年齢や発達の程度に応じた意見の聴き方や意見が尊重されるよう努め」というのは、意見の聴き方と意見っていうの、意見が尊重されるっていうのは文章としてすんなり読めるんですけど、意見の聴き方は、これは意見の聴き方が「尊重され」にかかるんですかね。ここが「や」で繋がっているのが若干の違和感感じて、ちょっと気になった。発達の程度に応じた意見の聴き方に努めですかね。

事務局：そうですね。意見を聴くのは大人だけど、尊重されるのはこどもなので。

委員長：だからどれにかかるのかが分かりにくかったかなっていうことを思ったんですけど。

事務局：そうですね、これは2つの文に分けた方が分かりやすいというか。

委員長：ちょっと検討していただいて、このままの方がいいのであればですけど、ちょっと気になって。同じ箇所なんですけど、先ほど少し触れたんですけど、ここは、町、保護者、育ち学ぶ施設が並ぶやつですね。ここは事業者は入らないだけで、こどもの意見表明、参加の促進の部分っていうのは事業者は入らない。次のこどもの居場所づくりは事業者や関係機関というのが入るんですよ。で、この2つを見たときに、誰がそれを、こどもの権利を保障するのかっていう主語の部分になるのかなと思ったんですけど、それはこの通りの理解でいいですか。

事務局：居場所づくりは、町内にも事業者さんいっぱいあるので関わってほしいなという意味で入れています。意見表明とか参加参画のところは、正直あまり事業所は思い浮かばなくて入っていないんですよ。

委員長：関係機関は今からまた検討してもらおうんですけど、関係機関も外れるんですか。

事務局：関係機関はそうです、県とか国とかも関わってほしいので、そういう意味ではそうですね、意見表明のところにはいてもいいのかなと思ったりもしますし、

委員長：1番中心になるものが必ず、“～は”で出てくるんですかね。

事務局：そうですね、“は”がつくところは1番主体的に取りかかるようになっていますね。

委員長：すみません、もう1点、今の事業者っていったときは、そのこどもを支援する団体さんとかも事業者？そちらは地域住民等？

事務局：事業者は、事業活動をおこなう全ての人や団体、営利非営利関係なく。

委員長：子育て支援団体はどちらに入りますか。

事務局：子育て支援団体、NPOの団体だと、まちづくり基本条例の2条の住民ですかね。

委員長：住民になるんですね。

事務局：地域住民等というところで条例上は、そういう団体さんも等の中に。事業者は、イメージとしては、町内の事業者だけじゃなくて、町外も全部を含みます。まちづくり基本条例の中でいう事業所というのがあるんですけど、それだと町内になっちゃうんですよね。大口町の人が名古屋で働いていたら、その会社の人も事業者っていうイメージですので、あえてここで定義している。

副委員長：第2条の最後に事業者っていうので指定されてるんですけどね、事業活動をおこなう全ての人や団体を言います、この団体というのは、営利団体を指すということですか。

事務局：営利非営利全部です。

副委員長：営利非営利含めて、法人格をもって、

事務局：法人格持ってる持っていない関係ないです。

副委員長：先ほどの子育てをしている団体は、住民とおっしゃったような、

事務局：それは第4項の地域住民等とはってありますよね、これの大口町まちづくり基本条例の第2条に定めるまちづくりの担い手として位置づけされている団体は、第4項の方、それ以外の一般的な事業所さんというのが（5項）。

委員：（5項の事業者に位置付けられる）団体っていうところだとどこ？

事務局：一般社団法人とか例えばそういうのも全部含みます。

委員長：その他よろしかったでしょうか。修正がはっきりしたところと一任して検討くださいというところがあったかと思いますが、これでもう次はパブリックコメントを出すということになるんですよね。なので、ここから意見が出てても今回が最後でしたっけ。

事務局：パブリックコメントよりも前だったら直しやすいので。

委員：直したやつってまたもらえるんですか。

事務局：送るつもりでいます。なので、（12月）23日くらいまでにもしお気づきの点とかがあれば教えてもらえれば、極力反映するようにしたいと思いますので、パブリックコメントよりはパブリックコメント前にいただいた方がいいかなと思います。委員さんに関しては。

[協議終了]

### 次第3：その他

※意見等なし

[その他終了]